

一般社団法人九州スポーツツーリズム推進協議会定款

令和元年7月1日主たる事務所変更

令和2年12月13日事業年度変更

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州スポーツツーリズム推進協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県春日市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツツーリズムの主なカテゴリー（国際スポーツ大会の開催、スポーツ合宿誘致、スポーツ大会やイベント等への参加、サイクル・トレッキング・マリンスポーツ等の体験を目的とした来訪促進）を対象とした地域受入れ環境構築、スポーツコミッション設立、国内外への情報発信、旅行商品造成、人材育成等に関する事業を行い、スポーツを目的とした来訪促進と周遊エリアの拡大、それに伴う地域経済の活性化、雇用の拡大、スポーツの振興、健康増進、自然との共生等の実現に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

1. スポーツツーリズムに取り組む地域を対象としたネットワークの構築
2. スポーツツーリズム促進を目的とした講演会、セミナー、イベント等の開催
3. 国際スポーツ大会等の誘致・開催に関する協力・支援
4. スポーツコミッション設立に関する協力・支援
5. スポーツを目的とした来訪促進と受け入れ環境構築に関する協力・支援
6. 受入れ地域におけるスポーツツーリズム活動推進を目的とした協力・支援
7. スポーツツーリズムに関する情報の集約と国内外への発信
8. 九州への誘客促進を目的としたスポーツイベント等への出展
9. スポーツを活用した旅行商品の普及及び造成の支援
10. 国内外のスポーツツーリズムに取り組む組織との交流、情報交換等の実施
11. その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総社員が同意したとき。
- 二 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第18条 この法人に、理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第25条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第29条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 附則

(法令の準拠)

第30条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(定款変更の施行日)

第31条 この定款は、令和2年12月13日の臨時社員総会の決議に基づき変更され、令和2年12月16日から施行する。

以上、当法人の現行定款に相違ありません。

令和2年12月16日

福岡県春日市須玖南4丁目95番地

一般社団法人九州スポーツツーリズム推進協議会

代表理事 杉島 宰治